

企業的農業経営推進支援モデル事業実施要領

(趣旨)

第1条 高齢化が進み、担い手不足や農地の遊休化等の地域農業が抱える課題に対応し、本県農業が将来にわたり維持・発展していくためには、家族経営体だけでなく、集落営農や企業的経営体等の多様な担い手を育成することが必要である。

このため、農業生産の法人化や、企業の農業分野への積極的な参入を促し、農地の有効活用を図るとともに、地域の意欲ある農業者や参入企業などが生産から流通、販売までを行う6次産業的な展開を行うことにより、地域所得の増加を促し、農村地域の基幹的産業である農業の再生を図る必要がある。

そのため、農業生産法人や企業などの農業参入をしやすいようにするため、ほ場整備や農道などの生産基盤の条件を整備するモデル的な取り組みに支援する。

(事業の実施)

第2条 本事業の実施期間は、原則として1年間とする。

- 2 本事業の実施主体は、次のとおりとする。
 - 一 市町村
 - 二 土地改良区
 - 三 農業協同組合
 - 四 農地保有合理化法人
 - 五 その他知事が適当と認める者

(採択基準)

第3条 次にあげる条件に該当するものであること。

- 一 企業的経営面積が1ha以上であること。

(事業内容)

第4条 この事業は、以下により事業を実施するものとする。

- 一 生産基盤整備（農業用排水施設、農道、区画整理、オーダーメイド整備等）
- 二 換地、交換分合等
- 三 特認整備（知事が特に必要と認める事業）

(事業の申請)

第5条 この事業の実施を希望する事業実施主体は、希望地区調書（様式—1）に位置図（標準断面図を添付）及び経営面積の解る図面を添えて、事業を実施する前年度の12月末日までに農務事務所に提出するものとし、原則、事業実施年度の4月末日までに事業採択申請書（様式—2）に事業実施計画書（様式—4）を添えて農務事務所に提出するものとする。

農務事務所長は、事業内容を審査し、事業採択申請書（様式—3）により知事と協議するものとする。

(事業の採択)

第6条 知事は第5条による申請があったときは、事業実施内容を確認し、予算の割当額を決定し、その旨を農務事務所長に通知するものとする。

- 2 通知を受けた農務事務所長は、予算の範囲内で地区を選定し、事業実施主体に採択する旨を通知するものとする。

(事業の変更)

第7条 事業主体は、事業内容の変更を希望するときは、事業実施変更申請書(様式一5)を事前に農務事務所長に提出するものとする。

2 前項の申請があったときは、第6条の規定を準用する。

(補助金)

第8条 農務事務所長は、企業的農業経営推進に取り組むための基盤整備を実施するため、第2条に掲げる者が行う企業的農業経営推進支援モデル事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 その交付に関しては、この要領の定めるところによるほか、「山梨県土地改良事業補助金交付要綱」を適用するものとする。

3 補助率は事業費の50%以内とする。

(実績報告)

第9条 事業主体は、「事業実績報告書(様式一4)」を事業実施翌年度の4月10日までに農務事務所長に提出するものとし、農務事務所長は知事に報告するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるものの他、事業の実施に当たって必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成20年5月1日から施行し、同年4月1日から適用する。